

# 第1回果樹部会でいただいた主な御意見 に対する説明資料

平成26年7月

農林水産省



# 1 果実の消費動向と今後の方向①

- 果実の消費者向けの消費拡大について、かつては、①マスメディアやイベントを利用した宣伝活動、②学校給食における果汁利用促進を主体として実施。近年は、国産農林水産物全体の消費拡大の一環として、食文化・食育の観点から横断的に実施。
- 他方、果物に対する消費傾向は、①「小口化・簡便化」を志向するとともに、②「値頃感」を求める一方、「品質」を重視するなど多様化。

## ○ 果実の消費拡大対策の変遷

### 昭和40年代～平成12年度

- テレビCM、ポスター、イベント出展等宣伝活動の実施
- 小・中学校の給食用果汁の供給支援

### 平成13年度～平成21年度

- 「毎日くだもの200g運動」及び「5A DAY運動」による摂取目標量等の正しい知識の普及、情報提供
- 食育（食生活改善のための果物摂取の促進）との連携による消費拡大

～果実単独の消費拡大対策の終了～

### 平成22年度～現在

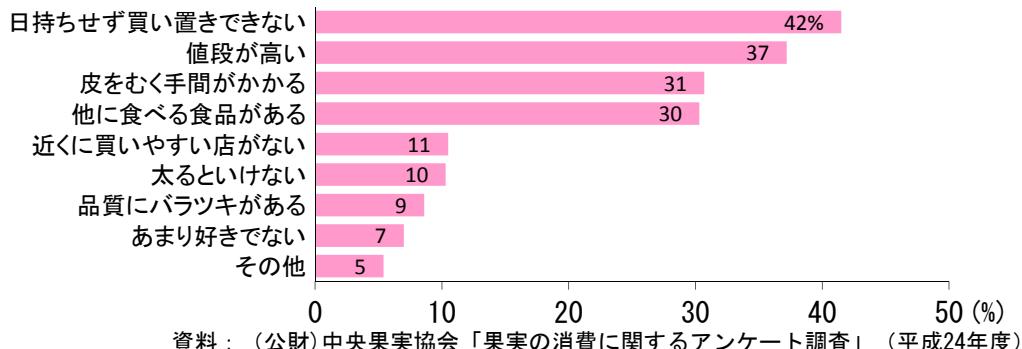
- 果実を含む国産農林水産物や食品の消費拡大の取組を、食文化・食育の観点から横断的に実施

※「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」

(平成26年度予算：27億円)

例：かきを使ったデザートメニュー／カットフルーツの開発、販路拡大等(福岡県)  
ネーブルオレンジを使った新メニュー／加工品開発等  
(熊本県宇土市・予定)

## ○ 消費者が生鮮果物を食べない理由



資料：(公財)中央果実協会「果実の消費に関するアンケート調査」(平成24年度)

## ○ 果実をめぐる流通構造の変化

### ○消費形態の「小口化・簡便化」に対応する必要。

- ・高品質=大玉ではない。1～2人で食べられるサイズが必要。
- ・バラ売り商品の売上は伸びている。
- ・皮や種を取り除かずに、すぐに食べられる果実が必要。
- ・食品スーパー、コンビニ等はすぐに食べられるカットフルーツ形態での販売を推進。

### ○国産果実を日常的に食べるためには、「値頃感」が必要。

- ・高品質も重要だが、品質と価格のバランスが求められている。

### ○安定した品質、それを伝える販売方法が必要。

- ・オレンジやグレープフルーツに比べて、国産かんきつは、味のばらつき(酸抜けできていない等)が大きい。
- ・果実は、それなりの値段を出して買うものなので、味や糖度をしっかりと伝えて、買った後の「がっかり感」が起きないように販売方法を工夫。

資料：関係者への聞き取りを基に園芸作物課にて作成

注：第1回 果樹部会資料より再掲

# 1 果実の消費動向と今後の方向②

- 今後の消費拡大には、多様な消費者ニーズに即した消費者への訴求活動の推進と産地段階での取組が必要であり、
  - 消費者への訴求活動として、①全国段階では、摂取量の特に少ない「働き盛り」世代をターゲットとした実践的な消費スタイルの提案、②地域段階では、地元産のアピール強化、学校給食等を通じた地場食材の利用拡大の取組
  - 産地段階の取組としては、①消費者に選好される高品質果樹や「手早く、簡単」に食べられる新品種への切替、②コンビニエンスストア、学校給食等の業務用需要に対応できる加工・流通施設等の整備、③ジュース等の加工品の需要に対応した高品質果汁（ストレート果汁）生産体制の確立等
- 等を一体的に実施することが重要。

## 消費者への訴求

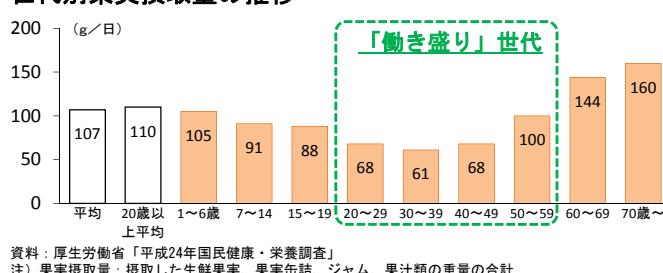
### 全国段階

- 仕事の合間に果実を食べる「デスク de みかん」キャンペーンの展開
- 企業や学校での食育により、食材や食文化の紹介とともに摂取拡大を促進
- 果実の持つ機能性等の情報提供



デスク de みかん

#### 世代別果実摂取量の推移

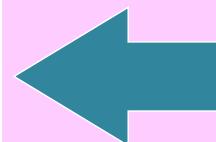


### 地域段階

#### 【事例】福岡のかき消費拡大協議会

- 若年層をターゲットとしたかきの消費拡大を図るため、地元スイーツ店と連携し、「福岡のかき」を使ったデザートメニュー開発を実施
- カットフルーツの開発やかき専門販売ブースの設置により新たな販路を開拓

## 消費者ニーズに即した果実の供給



## 産地段階の取組

#### ニーズに合った新品種への切り替え及び商品開発

- 消費者に選択される新たな品目への転換（例：シナノゴールド）
- 手早く、簡単に食べられる新品種への切り替え（例：シャインマスカット）



高品質品種への転換  
「シナノゴールド」



良食味ぶどう  
「シャインマスカット」  
(農研機構果樹研究所)

#### 業務用需要に対応した加工・流通施設の整備

- カットフルーツ等の加工品の製造施設等の整備
- コールドチェーンに対応した予冷施設等の整備
- 学校給食等に定時・定量・定価で供給できる産地体制の整備



#### 加工品需要に対応した生産体制の確立

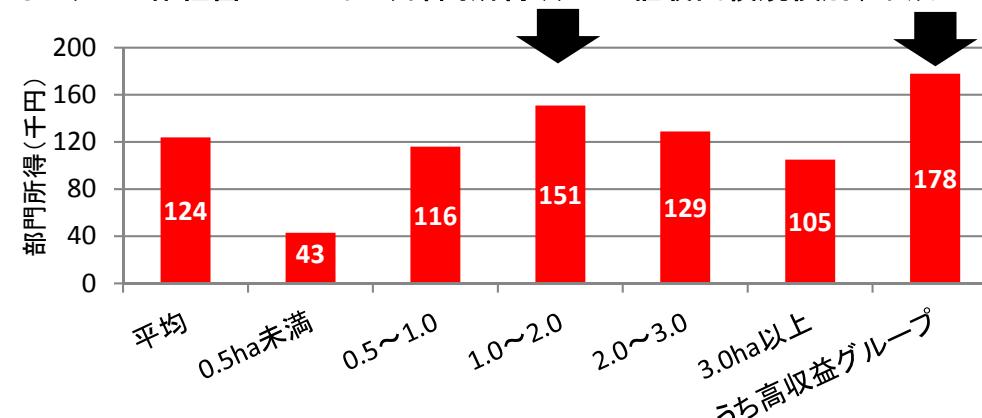
- 加工専用果実の生産拡大による高品質果汁（ストレート果汁）の生産拡大
- 「密閉絞り」等の新技術の導入による、より高品質な商品開発

消費者への訴求活動と生産・流通対策を併せた総合的消費拡大対策

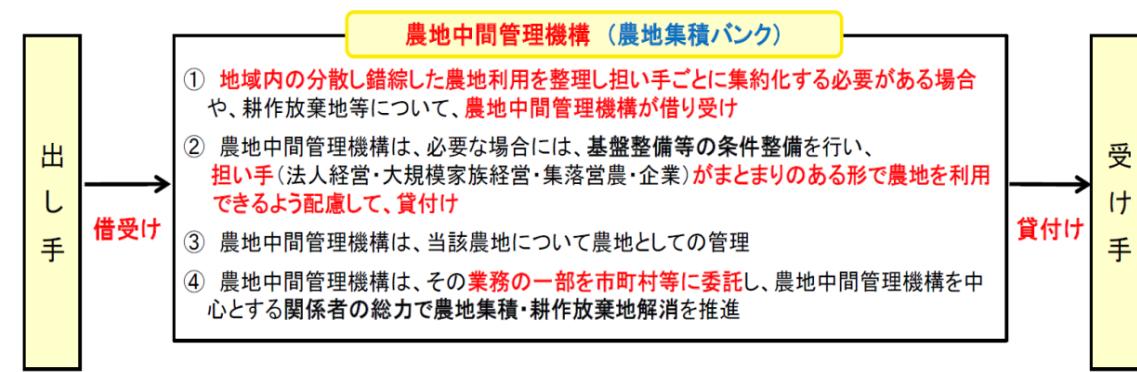
## 2 果樹経営の方向性①

- 果樹農業は労働集約的で、規模拡大が進みにくい品目とされており、例えばりんご経営では、10a当たりの所得を規模別でみると、収益性が最も高い経営規模は1.0~2.0ha (15.1万円)であり、これ以上になると収益性は低下。
- 一方で、3.0ha以上のりんご経営について、10a当たりの所得が平均を上回るグループと下回るグループに分けて分析すると、平均を上回るグループの10a当たりの所得は17.8万円となっており、1.0~2.0haよりも高い収益性。これは果樹園地の集約化や計画的な改植等の推進により、大規模経営においても高い収益性を確保できる可能性を示すもの。
- これらを踏まえれば、果樹園地についても、昨年の臨時国会で関係法律が成立した農地中間管理機構を通じた担い手への集積・集約化を進めていくことが必要。

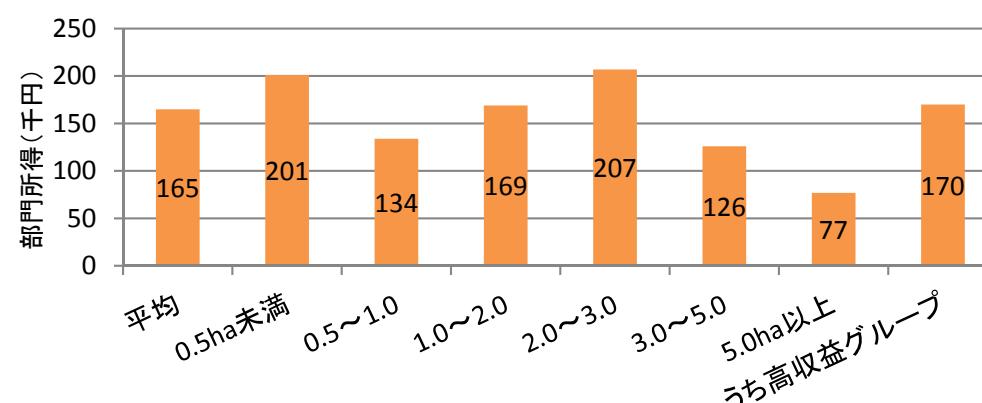
- りんご作経営の10a当たり部門所得(りんご植栽面積規模別、平成22年)



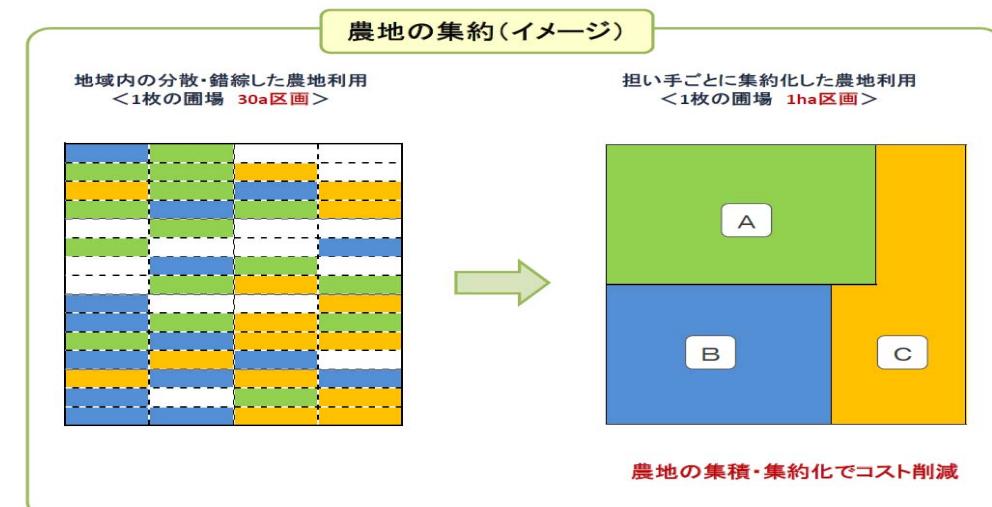
- 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



- みかん作経営の10a当たり部門所得(みかん植栽面積規模別、平成22年)



資料 (公財)中央果実協会「果樹経営分析等調査報告書」(平成25年度)  
※農林水産省大臣官房統計部「営農類型別経営統計(個別経営)」を組替集計



## 2 果樹経営の方向性②

- 経営規模の大きな果樹農家では法人化を図り、雇用による労働の確保や事業拡大に取り組んでいる事例が存在。
- 技術的専門性の高い果樹分野では、法人に雇用された新規就農者が栽培管理技術や果樹経営について学び、一定の期間を経て独立し、地域の新たな担い手となっていくことを期待。
- 加工専用果実の生産について、みかんの事例では、生果と同等の品質を維持しつつ、①単収：2倍、②労働時間：5割減、③農業経営費：2割減が可能であり、ストレート果汁向けに地域の放任園等の集積による規模拡大を通じた更なる生産性向上も可能。
- 農業生産法人における新規就農者の雇用・独立の取組

### 事例

主体 有限会社E農産

経営規模 16.0 ha(うち借園地 13.0 ha)

経営形態 雇用型法人経営(役員4名+従業員10名+臨時雇用数名)

### 取組特徴

- ・りんごだけで25品種を栽培し、系統出荷の他、インターネットによる直接販売を実施。
- ・1997年の法人化時点で4.2haだった経営規模を、**借り入れにより順次拡大**。
- ・**非農家出身者を新規就農者として受け入れ**、1年間の農業研修、3年間の従業員としての採用を経て、独立予定農家を決定し、**独立させるシステムを確立**。これまでに9名が独立。
- ・①高齢化で離農する園地を借りる、②自宅から近い園地を借りる、③今後後継者がつきそうなところは借りない等の考え方の下、**20haまで規模拡大する意向**。

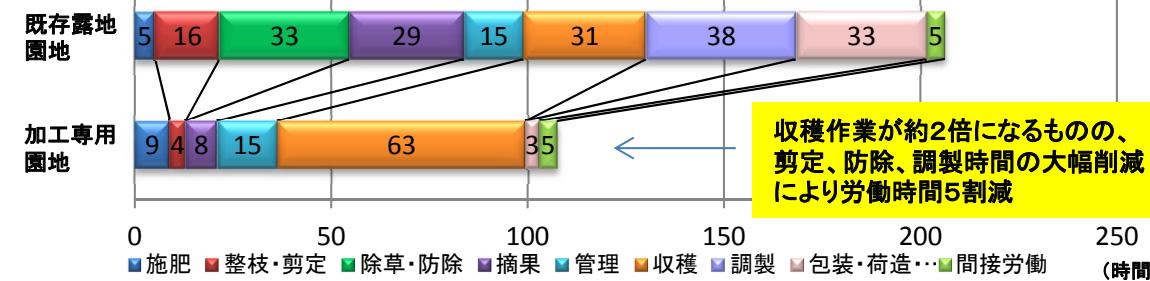
### ○ みかんの生果と加工専用果実の品質の比較

加工専用に生産されたみかんと「生果」では、中身の品質格差はほとんどない		
	糖度	酸含量(%)
加工用専用園地	11.4	0.9
既存の園地	11.1	0.7

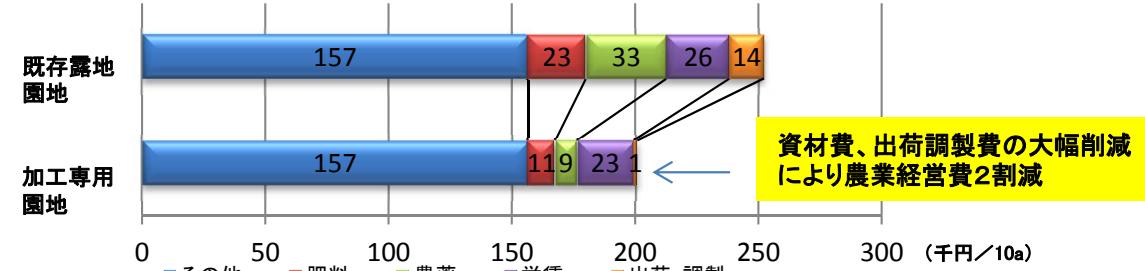
### ○ みかん加工専用果実の単収(kg/10a)の比較



### ○ みかん加工専用果実の労働時間(時間/10a)の比較



### ○ みかん加工専用果実の農業経営費(千円/10a)の比較

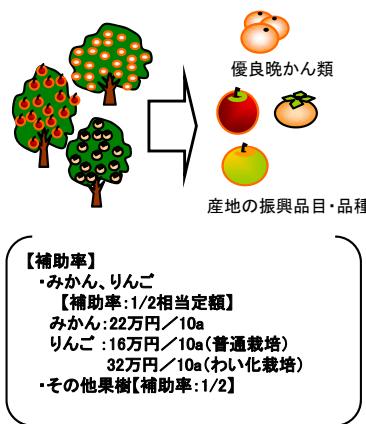


### 3 果樹の改植及び未収益期間に対する支援の効果

- 果樹経営支援対策事業は、従来の果実価格の変動による価格補てんを行う果樹経営安定対策（平成18年度まで実施）を廃止し、経営安定に向けた前向き対策として、優良品目・品種への転換を目的とした対策を平成19年度から実施。
- さらに平成23年度からは、改植に伴う未収益期間に対する支援を実施。
- 改植等の実施面積は全体で4,700haに達しており、果樹産地からは消費者ニーズに合った生産体制となつた旨の評価を得ているほか、例えば長野県では、新品種の栽培面積が6年間で2倍以上になるなどの顕著な効果。
- 果樹産地からは、事業の継続をはじめ、事業の拡充・強化を求める声が多数あり。

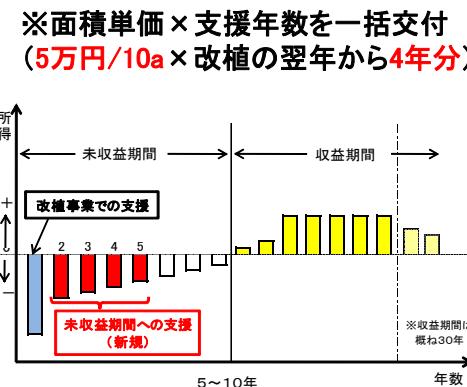
#### ○ 果樹経営支援対策事業(改植)

伐採・抜根・深耕・整地、植栽費等の改植に要する経費を支援。



#### ○ 果樹未収益期間支援対策

改植により生じる未収益期間における育成経費を支援。



#### ○ 改植等の実施面積(H19~H25)

	実施面積(割合)
みかん	1,800 ha (38 %)
りんご	1,400 ha (30 %)
その他かんきつ	800 ha (17 %)
ぶどう	130 ha ( 3 %)
かき	90 ha ( 2 %)
くり	90 ha ( 2 %)
なし	50 ha ( 1 %)
その他果樹	340 ha ( 7 %)
合計	4,700 ha (100 %)

注:割合は全実施面積に対する品目別実施面積の割合。

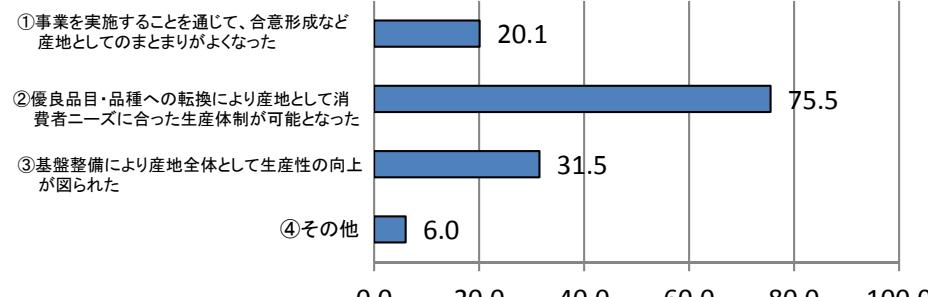
	H19	H25(H25/H19)
シナノスイート	325 ha	682 ha (2.1倍)
シナノゴールド	167 ha	258 ha (1.5倍)
秋映(あきばえ)	324 ha	390 ha (1.2倍)
新わい化栽培(全品種)	0 ha	170 ha (—)

注:上記の3品種は、「りんご三兄弟」(JA全農長野の登録商標)と呼ばれる県の振興品種。



写真出典:長野県上田市役所HP

#### ○ 果樹経営支援対策事業等を通じて、産地の構造改革を進める上で、特に効果があった点



資料 (公財)中央果実協会「産地協議会アンケート調査」(平成25年度)

#### ○ 改植事業等に対する果樹産地からの声

- ・改植事業を利用して新わい化栽培に切り替えたことで、息子が後を継ぐ決意をしてくれた。(長野県)
- ・27年度以降も改植・未収益期間対策を継続して欲しい。(全国知事会、各県)
- ・ぶどう、かき、なし等の落葉果樹の改植を定額化して欲しい。(山梨県、和歌山県ほか)
- ・同一品種の改植ができるようにするなど、事業の要件を緩和して欲しい。(千葉県、愛媛県ほか)
- ・新植に対する支援をしてほしい。(北海道、島根県ほか)
- ・改植だけでなく、シートマルチ、トレリス等の資材購入費を支援してほしい。(長野県ほか)